平成２４年（フ）第４７号
大阪府河内長野市南花台３丁目４番31―206号、前住所大阪府泉佐野市中町２丁目４番14号
債務者　丸田利津子
1　決定年月日時　平成24年２月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第６９号
堺市堺区出島町２丁７番55―103号、前住所堺市堺区東湊町３丁194番地　エクセルシード石田203号
債務者　田畑　礼架（旧姓増田・中村）
1　決定年月日時　平成24年２月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第８５号
大阪府大阪狭山市半田５丁目179番地の４
債務者　畠中　絹子
1　決定年月日時　平成24年２月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第８６号
大阪府大阪狭山市半田５丁目179番地の４
債務者　畠中　悦子
1　決定年月日時　平成24年２月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第８号
奈良県生駒市東生駒１丁目424番地１
債務者　亀井　友香（旧姓岡部）
1　決定年月日時　平成24年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで　奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第１０号
奈良市四条大路２丁目２番34号　ハイツ四条大路Ｂ―201号
債務者　岡島　浩孝
1　決定年月日時　平成24年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで　奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第８号
福島県会津若松市河東町広野字日吉173番地、前住所福島県大沼郡会津美里町字本郷道上44番地
債務者　坪　　洋子
1　決定年月日時　平成24年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月11日まで　福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２３年（フ）第６５３号
新潟市南区庄瀬6600番地
債務者　真保　忠夫
1　決定年月日時　平成24年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月11日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６８３号
新潟市中央区堀之内南１丁目17番１号　ローズベイマンション801号
債務者　星　　勝
1　決定年月日時　平成24年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月11日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２０号
新潟市西区小平方766番地
債務者　志賀　幸恵
1　決定年月日時　平成24年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月11日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２９号
新潟市東区中野山２丁目２番地13　メゾン・ド・ブランＣ号
債務者　長谷部　昭
1　決定年月日時　平成24年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月11日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３４号
新潟市中央区万代１丁目２番３号　コープ野村万代603号
債務者　児玉　義明
1　決定年月日時　平成24年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月11日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３号
大阪市住之江区平林南２丁目６番54―216号
債務者　長澤　孝之
1　決定年月日時　平成24年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月11日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４１０号
大阪府枚方市招提南町３丁目17番２―209号
債務者　若林　　榮
1　決定年月日時　平成24年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月11日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４３５号
大阪市大正区北村２丁目７番５号
債務者　向井　保夫
1　決定年月日時　平成24年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月11日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４６９号
大阪市生野区巽西１丁目１番18―1406号
債務者　畑尾　　良
1　決定年月日時　平成24年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月11日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４９８号
大阪府豊中市服部寿町２丁目18番８―203号
債務者　片岡　千鶴
1　決定年月日時　平成24年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月11日まで　大阪地方裁判所第６民事部